

平成24年度 会津若松市立幼・小・中学校の教育課程編成指針

会津若松市教育委員会

I はじめに

少子高齢化の進行や情報化の進展等による社会経済環境の変化、さらには教育基本法の改正など、教育を取り巻く状況は、まさに変革の時代を迎えている。

このような状況下において本市は、「第6次長期総合計画」によるまちづくりの基本政策の中で、教育文化の柱としている「豊かな心と個性を育むまち」の創造に向け、重点的施策の第一に「いきいきと輝く人づくり」を位置付け、各種の施策に取り組んでいる。

まちづくりは人づくりとも言われるとおり、本市が将来に向かってより発展するためには、次代を担う人材の育成が最も重要である。

「日本で失われたよさが、会津にはある。」とも言われており、会津の先人が大切にしてきた教育を基本とし、会津のよさを生かした一貫性のある教育を推進していかなければならない。

II 本市の教育課題と教育課程の編成

本市の教育課題としては、「第6次長期総合計画」に示されているとおりであるが、特に、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健康・体力づくり」「地域に開かれた学校づくり」が上げられる。

また、本市は、平成20年度から「会津若松市教育行政推進プラン」を策定して、「憧れ～学び～誇り」を基本理念とする会津若松市の教育の基本方針を示したところである。

各学校では、「学校教育課グランドデザイン2012」に示された会津若松市立の学校としての「ミニマムスタンダード」の達成を目指すとともに、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度からの新学習指導要領の完全実施を見据え、地域や学校の実態及び児童生徒の実情等を考慮して、創意ある教育活動を目指した教育課程の編成に努めるものとする。

また、原子力発電所事故等による影響をふまえ、本市の子どもたちが、科学的に放射線を理解し、被ばくを低減するために主体的に考え、行動できるよう放射線に関する教育を新たに加えた。

1 確かな学力

子どもたちの「学び」は、それぞれの夢を実現するためにある。そのためにも、小・中学校では、「わかる・できる」授業により確かな学力をしっかりと身に付け、それぞれの個性を発揮しつつ、希望する進路が実現できるよう学習活動の充実を図っていく必要がある。

- 学力調査等の徹底した分析を基に、自校の課題を一層明確にし、学力向上グランドデザインのP（計画）・D（実践）・C（評価）・A（改善）に努める。
- 学力のベースに基本的な生活習慣があるという視点に立ち、家庭との連携を図るとともに、学校教育指導委員会及び小・中連携推進会議等との関連を密にしながら、学力の向上に努める。

- 児童生徒が授業に意欲的に取り組めるよう、問題解決的な学習や体験的な学習を重視し、少人数指導や習熟度別指導、T・T指導など、個に応じたきめ細かな指導の工夫に努めるとともに、「わかる・できる」授業の改善等、教師の授業力の向上に努める。
- 学校と家庭が連携を強化し、児童生徒の発達段階に応じた課題や自主学習のあり方を具体的に示し、家庭学習の習慣化を図ることに努める。
- 各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し、それらの活用を図る学習活動を重視するとともに、言語活動の充実を図るための工夫・配慮したことや重点事項を明確に位置付け、教育活動全体を通して言語活動の充実に努める。
- 理科及び算数・数学科においては、新学習指導要領における重点教科としての取扱いを勘案し、知識・技能の定着のための繰り返し学習や言語活動などを行うために必要な時間を確実に確保することに努める。

2 豊かな心の育成

近年の情報化社会の進展などによるめまぐるしい社会経済環境の変化、家庭の教育機能の低下や地域社会における帰属意識や連帯感の希薄は、児童生徒の意識や行動、人間関係の形成に大きな影響を及ぼしており、思いやりの心を持ち、心身ともにたくましく主体的に行動できる資質や能力を身に付けた、心豊かな児童生徒の育成が求められている。

(1) 道徳教育の充実

新学習指導要領では、「すべての教科等において、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、それぞれの特質に応じて適切な指導をすること」及び「道徳の時間が道徳教育の要の時間」として規定されている。このことから、これからの学校教育においても、全教育活動を通じて、道徳教育の一層の充実を図っていくことが求められている。

- 道徳教育の目標並びに道徳の時間の目標・内容を再確認し、各教科等の目標との関連を図った「道徳教育全体計画」及び「道徳の時間の年間指導計画」を作成し、道徳の時間の完全実施及び道徳的実践力の育成に努める。
- 児童生徒の発達段階を考慮し、「生命を尊重する心」「思いやりの心」を重点とした系統的・発展的な内容の構成に努めるとともに、男女共同参画社会の趣旨を生かした教育活動に努める。
- 基本的な生活習慣や規範意識を養うため、「あいづっこ宣言」の趣旨を生かし、道徳の時間との関連を明示した教育活動の推進に努める。
- 内面に根ざした道徳性をはぐくむために豊かな体験活動を推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制づくりに努める。

(2) 生徒指導の充実

「学校が楽しい」という児童生徒を増やすために、所属感の持てる落ち着いた学校づくりと、生徒指導の機能を生かした教育活動の充実が求められている。

- 少人数学級編制の特性を生かし、児童生徒一人一人が所属感のもてる学級経営や共通理解に基づいた組織的な指導体制・相談体制の確立に努める。
- いじめ、暴力行為などの非行の未然防止のために、「ならぬことはならぬ」という毅然とした態度で指導にあたるとともに、市教委作成の「いじめ対応マニュアル」などを基に、家庭や地域との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
- 「不登校『30・15作戦』」の目標達成に向け、スクールカウンセラーやスクー

ルソーシャルワーカー、市教委作成の「不登校対応マニュアル」などを効果的に活用しながら、全校的な指導体制の充実・強化に努める。

- 授業や生活の様々な場面において、成就感をもてるように、多様な評価を通して一人一人のよさを見付け、それを伸ばす視点に立って自己存在感や自己肯定感を育む教育に努める。

3 健康・体力づくり

学校における体育・健康に関する教育は、生涯にわたる健康づくりの出発点であり、その基礎を培う場でもある。心身ともに健康で活力ある生活を営むためには、運動・食事・休養などにかかる基本的な生活習慣を身に付けるとともに、確かな知識と望ましい行動選択が必要であり、学校・家庭・地域社会で連携して推進していくことが求められている。

- スポーツテストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、保健・体育に関する全体計画や体力づくり推進計画等の見直し、改善を図り、一層の健康の保持増進と体力の向上に努める。
- 「早寝早起き朝ごはん」など、基本的な生活習慣や望ましい生活リズムの確立に向け、家庭との連携を密にしながら推進することに努めるとともに、本市食育推進計画や自校の食育全体計画等に基づき、児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に対する感謝の心、食事に関する自己管理能力の育成など、食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進、充実に努める。
- 薬物乱用や感染症、性などの現代的な課題に適切に対応し、健康で安全な生活を送ることができる実践力の育成を家庭や関係機関と連携して推進することに努める。
- 中学校においては、新学習指導要領完全実施にあたり、武道、ダンス及び球技（ゴール型、ネット型、ベースボール型）の必修をふまえた保健体育科年間指導計画の作成等、学校の実態に応じた計画的な諸準備に努める。また、武道においては、地域の特性に応じた種目（なぎなた）の選択を積極的に検討する。
- 自然災害等に対して自らの命を守る能力を身につけさせるよう防災教育等の充実に努める。

4 地域に開かれた学校づくり

子どもたちを健全に育成するため、学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの役割を果たしながら、一体となって開かれた学校づくりを進めることが求められている。

- 学校評議員制度等を有効に活用し、特色ある地域に開かれた学校運営に努める。
- 学校評価制度等を活用し、広く意見を聴取するとともに、積極的に地域に公表するなど、学校運営の改善に努める。
- 教職員目標管理制度を活用し、教職員の組織力を向上させる学校運営に努める。
- 安全教育並びに安全対策の強化・充実に努める。
 - ・ 児童生徒、学校、地域の実情に応じた安全教育計画（危機管理マニュアル等も含む）となるよう見直しに努める。
 - ・ 関係機関などと連携し、不審者対策並びに地震や火災等の避難訓練等については、幾つかの場面を想定した実践的な訓練となるよう工夫し、安全対策の強化に努める。
 - ・ 保護者や学校ボランティア、関係団体、関係機関等と連携し、登下校時などの安全を確保するとともに、自転車の乗り方など、交通ルールの遵守に努める。
- 「スクスクウェブ」や各学校のホームページの定期的な更新に努め、学校の様子や諸情報の計画的な発信に努める。

5 今日的な課題への対応

教育を取り巻く社会環境の変化などにより、様々な課題が生じている。学校教育における今日的な課題も山積している状況にあるが、以下の8項目について充実・改善を図っていくことが強く求められている。

(1) 幼児教育の充実

教育基本法第11条に「幼児期の教育」が新設されたように、幼児期の教育は、生涯にわたる人格の形成の基礎を培う上で重要な役割を担っており、この充実に努めることが求められている。

- 幼稚園教育要領を踏まえ、体験活動等を促す計画的な「環境」の構成に努める。
- 「会津若松市幼児教育振興プログラム」等を参考とし、幼児と児童、教職員同士の交流や保育・授業参観など、指導計画に位置付けながら、幼稚園や保育所と小学校との連携に努める。

(2) 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒が自立し、将来地域社会に参加する力を培うために、一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な学習・生活支援を充実することが求められている。

- 障がいの種類・程度に応じた「個別の指導計画」「個別の支援計画」をもとに、共通理解に基づく組織的・計画的な指導に努める。
- 長期・短期の指導のねらいや方針を明確にし、児童生徒が意欲的に取り組めるよう、個に応じたきめ細かな指導の工夫・改善に努める。
- 校内はもとより、学校間、地域社会とのふれあいを深める多様な交流に努める。
- 児童の実態などに応じ、市内小学校に設置されている通級指導教室（鶴城小：まなびの教室・ことばの教室）の効果的な活用にも努める。

(3) 国際理解教育・外国語活動の充実

社会のグローバル化が進む中において、異なる文化や多様な価値観についての認識を深めるとともに、国際社会の中で日本人としての自覚を持ち主体的に生きていく上で必要な資質やコミュニケーション能力の基礎を培うことが求められている。

- 教科学習や外国語活動等の時間内において、地域人材の積極的な活用や関係機関・団体との連携を図りながら、国際理解教育の充実に努める。
- 各教科や総合的な学習の時間内において、外国の文化のみならず、わが国や郷土会津の伝統と文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることに努める。
- 特に、小学校においては、インストラクター等の効果的な活用などを通して、外国語活動の系統的・計画的な実施と指導の充実に努める。

(4) 情報教育の充実

将来、社会人となる児童生徒にとって、インターネットなどの情報活用能力（情報リテラシー）は必要不可欠である反面、パソコンや携帯電話でのメールや掲示板への書き込みによるいじめ、出会い系サイトやネット犯罪などの問題も発生しており、極めて憂慮される状況にある。これらの日々刻々と変化する問題に適切に対応

しながら、情報教育の一層の充実を図っていくことが求められている。

- 各教科や総合的な時間などにおいて、コンピュータを効果的に活用しながら、情報活用能力の育成に努める。
- 自校の実態等を的確に把握し、「情報モラル全体計画」の見直し等を行うなど、情報モラル教育の充実を努める。

(5) 環境教育の充実

教育基本法の第2条（教育の目標）第4号に「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定されたように、環境教育のより一層の充実が求められている。

- 環境教育副読本や学校版ISOなどを活用し、各教科や総合的な学習の時間等との連携を図りながら、環境教育の一層の充実を努める。
- 児童生徒が科学的に放射線を理解するとともに、被ばくを低減するために主体的に考え、行動できるよう原子力・放射線に関する教育の充実を図る。
(理科、社会等各教科の他、学級活動(2)カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成で位置付ける)

(6) 図書館教育（読書活動）の充実

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。この趣旨に添って平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されたところである。

- 図書の計画的購入や司書教諭の資格を持つ教員、読み聞かせ会などの地域の人材などを効果的に活用し、読書活動の一層の推進に努める。
- 「会津若松市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の活用を図りながら読書に親しむ機会を意図的、計画的に設定する。
- 「ノーメディアデー」の取組の推進を図り、家庭での「読書の時間」の確保等をおして児童生徒の基本的な生活習慣づくりに努める。
- NIEを通じて、子どもたちの「読解力」の育成や文字・活字離れをなくし、読解力だけでなく様々な力を身に付けるとともに、新聞に親しみながら家族との対話を深め、コミュニケーション能力を育成するように努める。

(7) 体験活動の充実

体験は「学び」の出発点であり、五感を通して対象を知る体験的な活動は、子どもたちの思考を活性化させるとともに、学ぶことの喜びや意欲を生み出すと言われている。また、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、その発達段階に応じ、自然体験活動、奉仕体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動などを重点的に推進する必要がある。

- 学校や地域の実態・特色などを考慮し、学校種間、家庭や地域、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、本物にふれて学ぶ機会の活用を努める。
- 全国学力・学習状況調査において、「自分には良いところがある」と回答した児童生徒が少ない状況が続いていることから、キャリア教育の目標の4項目の中から、小学校では「夢や希望、憧れる自己イメージの獲得」、中学校では「肯定的自己理解と自己有用感の獲得」に重点を置いた指導の展開に努める。

(8) 伝統や文化に関する教育の充実

教育基本法第2条（教育の目標）第5号に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と定められたように、児童生徒にとって、まず身近な郷土会津の歴史や文化、伝統などについての理解を深め、尊重する態度の育成が求められている。

- 本市の副読本や地域人材を積極的に活用するとともに、「歴史講話」を通して、郷土の歴史・伝統、先人の偉業などについての理解を一層深め、郷土愛の育成に努める。
- 会津の先人の生き方や考え方、会津のよさに触れさせるとともに、「あいづっこ宣言」に込められた市民の思いや願いを理解させることに努める。